

連結所得に対する法人税の課税標準及びその計算

1 課税標準

連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の課税標準は、その連結親法人の属する連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額です（法81）。

2 連結所得の金額の計算

連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額は、その連結事業年度の益金の額からその連結事業年度の損金の額を控除した金額となります（法81の2）。

3 個別益金額又は個別損金額

次の(1)及び(2)の個別益金額又は個別損金額は、4及び5に掲げるものを除き、連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入されず（法81の3、法令155）。

(1) 個別益金額

連結法人の連結事業年度の期間を連結納税を適用していない事業年度として法人税法第22条《各事業年度の所得の金額の計算》から第65条《各事業年度の所得の金額の細目》の規定により所得の金額を計算するものとした場合に益金の額となる金額（次に掲げる規定を適用しないで計算した場合に益金の額となる金額に限ります。）を個別益金額といいます。

（個別益金額の計算上適用しない規定）

法人税法第23条《受取配当等の益金不算入》

法人税法第28条《法人税額から控除する外国子会社の外国税額の益金算入》

法人税法第61条の13《分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整》

(2) 個別損金額

連結法人の連結事業年度の期間を連結納税を適用していない事業年度として法人税法第22条から第65条の規定により所得の金額を計算するものとした場合に損金の額となる金額（次に掲げる規定を適用しないで計算した場合に損金の額となる金額に限ります。）を個別損金額といいます。

（個別損金額の計算上適用しない規定）

法人税法第37条《寄附金の損金不算入》

法人税法第40条《法人税額から控除する所得税額の損金不算入》

法人税法第41条《法人税額から控除する外国税額の損金不算入》

法人税法第57条《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》

法人税法第58条《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》

法人税法第61条の13《分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整》

(3) 個別益金額又は個別損金額を計算するための規定の整備

連結法人の個別益金額及び個別損金額は、上記(1)及び(2)のとおり連結法人の連結事業年度の期間を連結納税を適用していない事業年度として法人税法第22条から第65条の規定（(1)の から 及び(2)の から に掲げる規定を除きます。）により計算することとなりますが、連結納税制度の創設に伴いこれらの規定についても次に掲げる改正が行われています。

イ 還付金等の益金不算入

(イ) 内国法人が他の内国法人から各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額として 1により計算される金額又は附帯税(利子税を除きます。(ロ)において同じです。)の負担額を受け取る場合には、その受け取る金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額には算入しないこととなります（法26）。

(ロ) 他の内国法人が内国法人から各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額として 2により計算される金額又は附帯税の負担額の減少額を受け取る場合には、その受け取る金額は、当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額には算入しないこととなります（法26）。

ロ 法人税額等の損金不算入

(イ) 内国法人が他の内国法人に各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額として 2により計算される金額又は附帯税(利子税を除きます。(ロ)において同じです。)の減少額を支払う場合には、その支払う金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額には算入しないこととなります（法38）。

(ロ) 他の内国法人が内国法人に各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額として 1により計算される金額又は附帯税の負担額を支払う場合には、その支払う金額は、

当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額には算入しないこととなります（法38）。

八 貸倒引当金

内国法人が各事業年度における貸倒引当金の繰入限度額を計算する場合には、貸倒引当金の繰入れの対象となる個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権には、その内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権は含まないこととされています（法52）。

二 資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入

内国法人（連結子法人を除きます。）の事業年度における法人税法第59条第1項《資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入》の対象となる欠損金には、連結事業年度で生じた連結欠損金個別帰属額が含まれることとされています（法59）。

ホ 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入

連結法人が各連結事業年度においてその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対して行った譲渡損益調整資産（4(7)参照）の譲渡は、特定資産譲渡等損失額の発生の基因となる事由から除かれています（法62の7 一、法令123の8 五、二）。

ヘ 長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度

法人税法第63条第1項の規定を適用して延払基準の方法により経理する長期割賦販売等に係る資産の販売等には、連結法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して行った譲渡損益調整資産（4(7)参照）の販売又は譲渡は含まないこととされています（法63）。

ト イからへに掲げる規定以外の規定

イからへに掲げる規定以外の規定についても、連結法人が個別益金額又は個別損金額を計算する場合等に対応するため、必要に応じて規定の整備がなされています。

4 連結所得の金額の計算における法人税法の規定（別段の定め）

連結所得の金額の計算における法人税法の適用については、この4に掲げるものを除き、単体所得を計算するための法人税法の規定により連結納税を適用していない事業年度として計算した金額が連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入されることとなります。したがって、この4に掲げる規定が、連結所得の金額の計算のための法人税法上の別段の定めということになります。

(1) 連結事業年度における受取配当等の益金不算入

イ 連結法人が受ける配当等の額のうち次の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額は、その連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入されません（法81の4）。

連結法人株式等 その連結法人株式等につき各連結事業年度において受ける配当等の額の合計額

(注) 連結法人株式等とは、配当等の額の計算の基礎となった期間の開始の日からその期間の末日まで継続して配当等の額を受ける連結法人（その連結法人がその末日において連結子法人である場合には連結親法人）とその配当等の額を支払う他の内国法人との間に、連結完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式又は出資をいいます（法81の4、法令155の9）。

関係法人株式等 その関係法人株式等につき各連結事業年度において受ける配当等の額の合計額から関係法人株式等に係る部分の金額として計算した負債の利子の額を控除した金額（法81の4 二）

(注) 1 連結法人が各連結事業年度においての配当等の額を受ける場合には、受取配当等の益金不算入額の計算上、その連結事業年度において支払う負債の利子の額には、その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に支払うものは含まないこととされています。以下 までにおいて同じです（法81の4）。

2 連結法人の各連結事業年度において支払う負債の利子の額のうち の株式等に係る部分の金額は、その連結事業年度において支払う負債の利子の額に、その連結法人のその連結事業年度及びその連結事業年度の前連結事業年度の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の合計額を分母としその連結法人の連結事業年度及びその連結事業年度の前連結事業年度終了の時の の株式等の帳簿価額の合計額を分子とした割合を乗じたものとされていますが、その分母の額からはその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に支払う負債の利子の元本である負債の額に相当する金額を減算することとされています。以下 において同じです（法81の4 二、法令155の8 一ホ、）。

3 関係法人株式等とは、連結法人が他の内国法人（公益法人等又は人格のない社団等を除きます。）の発行済株式の総数又は出資金額（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。以下この(注)において「発行済株式等」といいます。）の25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合として定める次の(イ)及び(ロ)の場合における他の内国法人の株式又は出資（以下この(注)において「株

式等」といい、連結法人株式等を除きます。)をいいます(法81の4、法令155の10)。

(イ) 連結法人(その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が当該他の内国法人の株式等を有している場合には当該他の連結法人を含みます。(ロ)において同じです。)が当該他の内国法人の発行済株式等の25%以上に相当する数又は金額の株式等を、配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上引き続き有している場合

(ロ) その連結法人が株式移転により設立された法人であり、かつ、その連結法人が当該他の内国法人(その株式移転に係る完全子会社に限ります。)の発行済株式(当該他の内国法人が有する自己の株式を除きます。)の25%以上に相当する数の株式(連結法人株式等を除きます。以下(ロ)において「関係法人株式」といいます。)を、その連結法人の設立の日から同日以後最初にその関係法人株式に係る利益の配当等の額の支払義務が確定する日まで引き続き有している場合(イ)の場合を除きます。)

及び 以外の株式等 その株式等につき各連結事業年度において受ける配当等の額の合計額からその株式等に係る部分の金額として計算した負債の利子の額を控除した金額の50%に相当する金額(法81の4一)

ロ 連結法人が受ける配当等の額の元本である株式等をその配当等の額の計算の基礎となった期間の末日以前1月以内に取得し、かつ、その株式等又はその株式等と銘柄を同じくする株式等を同日後2月以内に譲渡した場合におけるその譲渡した株式等のうち次の算式により計算したものの配当等の額については適用されません(法81の4、法令155の7)。

《算式》

$$A \times \frac{B \times \frac{E}{D + E}}{B + C} \times \frac{F}{B} = \text{その配当等の額につきイの適用のない株式等の数}$$

A : 配当等の額の計算の基礎となった期間の末日後2月以内に各連結法人が譲渡した株式等の数を合計した数

B : その末日において有する株式等の数を合計した数

C : その末日後2月以内に取得(他の連結法人からの取得を除き、適格分割型分割(他の連結法人を分割法人とするものを除きます。)による分割法人からの引継ぎを含みます。)した株式等の数を合計した数

D : その末日から起算して1月前の日において有する株式等の数を合計した数

E : その末日以前1月以内に取得(他の連結法人からの取得を除きます。)をした株式等の数を合計した数

F : その連結法人のうちその配当等の額を受ける日の属する事業年度が連結事業年度に該当するもののその末日において有する株式等の数を合計した数

(注) 1 このイは連結確定申告書に益金の額に算入されない配当等の額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り適用され、益金の額に算入されない金額として記載された金額が限度となります(法81の4)。

2 連結親法人が各連結事業年度終了の時ににおいて資本の金額若しくは出資金額が1億円以下である普通法人、資本若しくは出資を有しない普通法人(保険業法に規定する相互会社を除きます。)又は協同組合等に該当する場合の50%(益金不算入割合)は、次の連結事業年度の区分に応じ次の割合になります(改正法附則16)。

(イ) 平成14年4月1日から平成15年3月31日までに開始し、かつ、

平成15年3月31日以後に終了する連結事業年度・・・・・・・・・・・・・・70%

(ロ) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までに開始する連結事業年度・・・・・・・・・・・・・・60%

ハ イにより益金の額に算入されないこととなる金額(ハにおいて「益金不算入額」といいます。)のうち各連結法人に帰せられる金額は次の算式により計算することとなります(法81の4、法令155の11)。

《算式》

$$A + B + C = \text{益金不算入額のうち各連結法人に帰せられる金額}$$

A : 益金不算入額とされる連結法人株式等に係る配当等の額のうちその連結法人が受ける部分の金額

B : 益金不算入額のうち関係法人株式等に係る部分の金額に、各連結法人が受けるその関係法人株式等に係る配当等の額の合計額のうちその連結法人が受けるその関係法人株式等に係る

配当等の額の占める割合を乗じて計算した金額

- C : 益金不算入額のうち連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式（以下Cにおいて「その他株式等」といいます。）に係る部分の金額に、各連結法人が受ける当該その他株式等に係る配当等の額の合計額のうちその連結法人が受ける当該その他株式等に係る配当等の額の占める割合を乗じて計算した金額

(2) 連結法人税額から控除する外国子会社の外国税額の益金算入

連結法人が各連結事業年度において外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額につき法人税法第81条の15第8項《連結法人に係る外国子会社の配当等に係る外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合には、この規定により税額控除の対象となった金額は、その外国法人税の対象となった所得に係る配当等を受ける日の属する連結事業年度（その配当等の額を受ける日の属する事業年度終了の日後に外国法人税が課された場合には、その課された日の属する連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入されます（法81の5、法令155の37）。

(注) 法人税法第81条の15第11項《連結事業年度における外国孫会社に係る間接外国税額控除》の規定の適用を受けて税額控除の対象となった金額についても、同様に連結所得の金額の計算上、益金の額に算入されます（法81の15）。

(3) 連結事業年度における寄附金の損金不算入

イ 連結法人が、各連結事業年度において支出した寄附金の額につき利益又は剰余金の処分による経理をした場合には、二に掲げる寄附金の額を除き、その利益又は剰余金の処分による経理をした金額は連結所得の金額の計算上、損金の額に算入されません（法81の6）。

(注) 連結親法人が内国法人から各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額（1参照）又は附帯税（利子税を除きます。この注において同じです。）の負担額の全部又は一部を受け取らない場合及び連結子法人が連結親法人から各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額（2参照）又は附帯税の負担額の減少額の全部又は一部を受け取らない場合には、その受け取らない金額は寄附金の額に該当することとなります（(3)において同じです。）（法81の6、法令155の15）。

ロ 連結法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額（イに該当する寄附金の額を除きます。）のうちその連結法人との間に連結完全支配関係のある他の連結法人に対して支出した寄附金の額がある場合は、その寄附金の額は連結所得の金額の計算上、損金の額に算入されません（法81の6）。

ハ 連結法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額（イ、ロ、二及びホに該当する寄附金の額を除きます。）の合計額のうちその連結法人に係る連結親法人の連結個別資本等の金額又は連結所得の金額を基礎として計算した金額（以下「連結損金算入限度額」といいます。）を超える部分の金額は、連結所得の金額の計算上、損金の額に算入されません（法81の6）。

二 次に掲げる寄附金の額は、連結所得の金額の計算上、損金の額に算入されます（法81の6）。

国又は地方公共団体に対する寄附金の額の合計額

民法第34条《公益法人の設立》の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち、一定の要件を満たすと認められるものとして財務大臣が指定したものの合計額

公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして定められたものに対するその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金の額の合計額（この合計額がハの連結損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額を除きます。）

ホ 連結法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額（イに該当する寄附金の額を除きます。）のうちその連結法人に係る国外関連者に対するものは連結所得の金額の計算上、損金の額には算入されません（措法68の88）。

ヘ イからホにより損金の額に算入されないこととなる金額（以下ヘにおいて「損金不算入額」といいます。）のうち各連結法人に帰せられる金額は、次の算式により計算することになります（法81の6、法令155の16）。

《算式》

$$A + B + C + D \times \left(\frac{F - G - H \times \frac{J}{I}}{E} \right) = \text{損金不算入額のうち各連結法人に帰せられる金額}$$

A : イにより連結事業年度の連結所得の金額の計算上算出される損金不算入額のうちその連結法

人が連結事業年度において支出した金額に相当する金額

- B : ロにより連結事業年度の連結所得の金額の計算上算出される損金不算入額のうちその連結法人が連結事業年度において支出した金額に相当する金額
- C : ホにより連結事業年度の連結所得の金額の計算上算出される損金不算入額のうちその連結法人が連結事業年度において支出した金額に相当する金額
- D : ハにより連結事業年度の連結所得の金額の計算上算出される損金不算入額
- E : ハに掲げる寄附金の額の合計額
- F : その連結法人が連結事業年度において支出した寄附金の額（イ、ロ及びホに該当する寄附金の額を除きます。）の合計額
- G : その連結法人が連結事業年度において支出したニ及びに掲げる寄附金の額の合計額
- H : ハに掲げる寄附金の額の合計額に算入されないこととされたニの金額
- I : 各連結法人が連結事業年度において支出したニの寄附金の額の総額
- J : 連結事業年度においてその連結法人が支出したニの寄附金の額の合計額

(注) 上記イ、ハ、ニ、ホ及びヘについては、連結法人が平成14年4月1日以後に支出した寄附金の額について適用し、ロについては、連結法人が 3の承認を受けた日以後支出する寄附金の額について適用することになります（改正法附則17）。

(4) 連結法人税額から控除する所得税額の損金不算入

- イ 連結法人が所得税の額につき法人税法第81条の14第1項《連結事業年度における所得税額の控除》、第81条の29第1項《連結確定申告による所得税額等の還付》又は第133条第1項《確定申告又は連結確定申告に係る更正による所得税額等の還付》の規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用を受けた金額に相当する金額は、各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入されません（法81の7）。
- ロ このイにより損金の額に算入されないこととなる金額のうち各連結法人に帰せられる金額は、その損金の額に算入されないこととなる金額のうち 1（連結事業年度における所得税額の控除）により連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除される金額で各連結法人に帰せられる部分の金額に相当する金額となります（法81の7、法令155の17）。

(5) 連結法人税額から控除する外国税額の損金不算入

- イ 連結法人が個別控除対象外国法人税の額（V2参照）につき法人税法第81条の15第1項《連結事業年度における外国税額の控除》、第81条の29第1項《連結確定申告による所得税額等の還付》又は第133条第1項《確定申告又は連結確定申告に係る更正による所得税額等の還付》の規定の適用を受ける場合には、各連結法人が納付することとなる個別控除対象外国法人税の額の合計額は、その納付することとなる連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入されません（法81の8）。
- ロ このイにより損金の額に算入されないこととなる金額のうち各連結法人に帰せられる金額は、その損金の額に算入されないこととなる金額のうち 2（連結事業年度における外国税額の控除）により各連結法人が各連結事業年度において納付することとなる個別控除対象外国法人税の額となります（法81の8、法令155の18）。

(6) 連結欠損金の繰越し

- イ 連結親法人の各連結事業年度開始の前日5年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額がある場合には、この連結欠損金額に相当する金額は、各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入されます。ただし、この連結欠損金額に相当する金額が、この規定を適用しないで計算した場合の各連結事業年度の連結所得の金額を超える場合には、その連結所得の金額が損金算入の限度額となります（法81の9）。

(注) 1 上記の「連結欠損金額」には、その各連結事業年度前の連結事業年度において、既にイにより損金の額に算入されたもの及び法人税法第81条の31《連結欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものは含まれません。

2 このイは、連結親法人が連結欠損金額の生じた連結事業年度について連結確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して連結確定申告書を提出している場合に限り適用されます（法81の9）。

3 欠損金額又は連結欠損金個別帰属額で次のロにより連結欠損金額とみなされたものについては、連結親法人が最初連結親法人事業年度（ロの場合にあっては適格合併等の日の属する連結事業年度）について連結確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して連結確定申告書を提出している場合に限り適用されます（法81の9）。

ロ 連結法人が次に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなった日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度においては、それぞれ次に掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額はイの対象となる連結欠損金額とみなされます（法81の9）。

最初連結親法人事業年度開始の前5年以内に開始した連結親法人の各事業年度において生じた青色欠損金額又は災害損失欠損金額がある場合

その青色欠損金額又は災害損失欠損金額

(注) 上記の「青色欠損金額」とは、法人税法第57条第1項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》に規定する欠損金額をいい、以下同じです。なお、この青色欠損金額には同条第2項又は第7項の規定により青色欠損金額とみなされたものを含み、同条第6項又は第11項の規定によりないものとされたものを除きます。(イ)において同じです。

最初連結親法人事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に行われた株式移転に係る完全子会社であった連結子法人に(イ)の欠損金額又は(ロ)の連結欠損金個別帰属額がある場合

その欠損金額又は連結欠損金個別帰属額

(イ) 最初連結親法人事業年度開始の前5年以内に開始したその連結子法人の各事業年度において生じた青色欠損金額又は災害損失欠損金額

(ロ) 最初連結親法人事業年度開始の前5年以内に開始したその連結子法人（その開始の日がこの株式移転が行われたことに基因して連結納税の承認が取り消された連結親法人であったものに限り、）のその承認に係る各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額

(注) 1 この場合の株式移転に係る完全子会社であった連結子法人は、その発行済株式の全部を株式移転の日から最初連結親法人事業年度開始の日までその株式移転により設立された連結親法人によって保有されているものに限り、次の対象外の連結子法人を除きます。

（対象外の連結子法人）

株式移転の直前に、その株式移転に係る完全子会社となる法人と他の法人との間に当該他の法人がその完全子会社となる法人の発行済株式の総数の50%を超える数の株式を直接又は間接に保有する関係があった場合のその完全子会社となる連結子法人（法令155の19）。

なお、その保有する関係にあるかどうかの判定に当たっては、法人税法施行令第112条第5項《適格合併等による欠損金の引継ぎ等》の規定を準用することになります（法令155の19）。

2 (6)ロ の連結子法人が 3(2)八(承認申請期限の経過措置)により連結納税の承認の申請を行い承認を受けた連結子法人である場合で、その連結子法人の最初連結事業年度開始の日がその連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の最初連結事業年度開始の日の翌日以後となるときは、その連結子法人の最初連結事業年度開始の前5年以内に開始した各事業年度において生じた青色欠損金額又は災害損失欠損金額は、上記(6)ロ の欠損金額とみなされます（改正法附則18）。

3 この は、連結親法人の最初連結親法人事業年度の連結確定申告書に欠損金額又は連結欠損金個別帰属額に関する明細の記載がある場合に限り適用されます（法81の9）。

連結親法人が完全支配関係を有しない法人との間で連結親法人を合併法人等とする適格合併等を行った場合において被合併法人等に(イ)の欠損金額又は(ロ)の連結欠損金個別帰属額がある場合

その欠損金額又は連結欠損金個別帰属額

(イ) 適格合併等に係る被合併法人等（(ロ)に該当するものを除きます。）のその適格合併等の前5年以内に開始した各事業年度において生じた法人税法第57条第2項に規定する未処理欠損金額（同条第3項の規定により未処理欠損金額に含まないこととされる金額を除きます。）又は同法第58条に規定する未処理災害損失欠損金額

(ロ) 適格合併等に係る被合併法人等（次の 又は の法人に限り、）のその適格合併等の前5年以内に開始した各連結事業年度において生じたその被合併法人等の連結欠損金個別帰属額（法人税法第57条第3項の規定により未処理欠損金額に含まないこととされる金額に相当する金額を除きます。）

適格合併に係る被合併法人にあっては、その適格合併に基因して連結納税の承認が取り消された連結法人（連結子法人にあっては、その事業年度開始の日とその適格合併を行ったものに限られます。）

合併類似適格分割型分割に係る分割法人にあっては、連結法人で連結親法人事業年度開始の日とその合併類似適格分割型分割を行ったもの

(注) 1 上記の「適格合併等」とは、適格合併又は合併類似適格分割型分割をいいます。

2 上記の「合併法人等」とは適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人をいい、「被合併法人等」とは適格合併等に係る被合併法人又は分割法人をいいます。

3 この は、連結親法人の適格合併等の日の属する連結事業年度の連結確定申告書に欠損金額又は連結欠損金個別帰属額に関する明細の記載がある場合に限り適用されます（法81の9）。

ハ 連結法人に連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に、次に掲げる事実が生じた場合には、それぞれ次に掲げる欠損金額に相当する金額は、その事実が生じた日の属する連

結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入されます（法81の9）。

その連結法人との間に連結完全支配関係を有する他の連結法人を被合併法人とする合併を行った場合

その被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度において生じた欠損金額

その連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った場合

分割法人の分割前事業年度において生じた欠損金額

(注) この場合における分社型分割以外の分割からは、連結申請特例年度開始の日の翌日から特例申請後5月経過日までに行われたもの及びその連結法人との間に連結完全支配関係を有しない法人が分割承継法人となる合併類似適格分割型分割は除かれます。

二 次表に掲げる連結事業年度においては、それぞれに掲げる連結欠損金個別帰属額に相当する連結欠損金額は、ないものとされます（法81の9、法令155の20）。

連 結 事 業 年 度	連 結 欠 損 金 個 別 帰 属 額
連結子法人が自己を被合併法人とする合併（の合併を除きます。）を行った場合のその合併の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度	合併の日の属する連結親法人事業年度開始の日前5年以内に開始した各連結事業年度において生じたその連結子法人の連結欠損金個別帰属額
の合併が適格合併であり、かつ、その合併に係る合併法人がその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人である場合のその合併の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度	連結親法人事業年度開始の日において行われた合併である場合にはイに掲げる金額に相当する金額となり、連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行われた合併である場合にはイ及びロに掲げる金額の合計額に相当する金額 イ 法人税法第57条第3項の規定により未処理欠損金額に含まないものとされる金額に相当する金額 ロ 法人税法第57条第7項の規定により青色欠損金額とみなされて、その連結子法人の合併の日の前日の属する事業年度において損金の額に算入された金額
連結法人が自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った場合（連結親法人事業年度開始の日にその分割を行った場合、及び に掲げる場合を除きます。）のその分割の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度	その分割の日の属する連結親法人事業年度開始の日前5年以内に開始した各連結事業年度において生じたその連結法人の連結欠損金個別帰属額のうち法人税法第57条第7項の規定により青色欠損金額とみなされて、その連結法人の分割前事業年度において損金の額に算入された金額に相当する金額
連結法人が自己を分割法人とする合併類似適格分割型分割（の合併類似適格分割型分割を除きます。）を行った場合のその分割の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度	その分割の日の属する連結親法人事業年度開始の日前5年以内に開始した各連結事業年度において生じたその連結法人の連結欠損金個別帰属額
の合併類似適格分割型分割に係る分割承継法人がその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人である場合のその分割の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度	連結親法人事業年度開始の日において行われた合併類似適格分割型分割である場合にはイに掲げる金額に相当する金額となり、連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行われた合併類似適格分割型分割である場合にはイ及びロに掲げる金額の合計額に相当する金額 イ 法人税法第57条第3項の規定により未処理欠損金額に含まないものとされる金額に相当する金額 ロ 法人税法第57条第7項の規定により青色欠損金額とみなされて、その連結法人の分割前事業年度において損金の額に算入された金額

<p>連結法人が自己を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等を行った場合のその適格合併等の日の属する連結親法人事業年度終了の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度</p> <p>(注) 1 「適格合併等」とは適格合併、適格分割又は適格現物出資をいいます。</p> <p>2 適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人となる法人との間に、その適格合併等の日の属する連結親法人事業年度開始の日の5年前の日以後に特定資本関係が生じている場合に限られます。</p> <p>3 連結法人が連結子法人である場合には、連結完全支配関係がある他の連結法人との間で行う適格合併等に限られ、共同事業要件に該当するものは除かれます。</p>	<p>適格合併等の日の属する連結親法人事業年度開始の日前5年以内に開始した各連結事業年度において生じたその連結法人の連結欠損金個別帰属額を欠損金額とみなした場合に、法人税法第57条第6項の規定によりないものとされる金額に相当する金額</p>
<p>連結子法人が解散（合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除きます。）をした場合のその解散の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度</p>	<p>解散の日の属する連結親法人事業年度開始の日前5年以内に開始した各連結事業年度において生じたその連結子法人の連結欠損金個別帰属額</p>
<p>連結子法人が連結親法人との間にその連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった場合（ から の場合を除きます。）のその有しなくなった日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度</p>	<p>連結完全支配関係を有しなくなった日の属する連結親法人事業年度開始の日前5年以内に開始した各連結事業年度において生じたその連結子法人の連結欠損金個別帰属額</p>

ホ 連結欠損金個別帰属額

連結欠損金個別帰属額は、次の算式により計算します（法81の9、法令155の21）。

《算式》

$$\begin{array}{l}
 \text{連結欠損金} \\
 \text{個別帰属額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{その連結事業} \\
 \text{年度において} \\
 \text{生じた連結欠} \\
 \text{損金額}
 \end{array}
 \times
 \frac{\begin{array}{l} \text{その連結法人の修正個別欠損金額} \\ \text{その連結事業年度の各連結法人} \\ \text{の修正個別欠損金額の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{その連結事業年度の各連結法人} \\ \text{の修正個別欠損金額の合計額} \end{array}}
 \pm \text{調整金額}$$

- (注) 1 連結親法人が連結納税の適用前から有していた欠損金額（法81の9一）又は株式移転に係る完全子会社であった連結子法人の欠損金額若しくは連結欠損金個別帰属額が、法人税法第81条の9第2項《連結欠損金の繰越し》の規定によりその連結事業年度において生じた連結欠損金額とみなされた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額である場合には、それぞれその金額に相当する金額が連結欠損金個別帰属額となります。
- 2 修正個別欠損金額とは、個別帰属損金額（連結事業年度の損金の額のうち、その連結法人に帰せられるものの合計額をいいます。）が個別帰属益金額（連結事業年度の益金の額のうち、その連結法人に帰せられるものの合計額をいいます。）を超える場合におけるその超える部分の金額をいいます（法81の18）。
- 3 調整金額とは、欠損連結事業年度以後の各連結事業年度又は分割前事業年度において、次に掲げる事由に該当することとなった場合のそれぞれ次に掲げる金額をいいます。

区分	事由	加算又は控除をする金額
加算項目	— 連結親法人が完全支配関係を有しない法人を被合併法人等（1）とする適格合併等（2）を行った場合	被合併法人等から引き継いだ欠損金額又は連結欠損金個別帰属額に相当する金額（法81の9三）
	— 連結親法人が完全支配関係を有しない法人を被合併法人等とする適格合併等を行い、かつ、その適格合併等の日からその適格合併等の日の属する連結親法人事業年度終了の日までの間にその連結親法人を分割法人とする分社型分割以外の分割を行った場合	分割前事業年度において被合併法人等から引き継いだ欠損金額又は連結欠損金個別帰属額に相当する金額（その分割前事業年度の所得の計算上、損金の額に算入された金額を除きます。）（法令155の19）
二	— 他の連結子法人を被合併法人等とする適格合併等を行った場合	他の連結子法人から引き継いだ連結欠損金個別帰属額に相当する金額（3）

控 除 項 目	三 号	その欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額に相当する金額がその欠損連結事業年度後の各連結事業年度において損金の額に算入された場合（法81の9）	その損金の額に算入された金額 ×	その欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額のうちその連結法人に帰せられる金額 その欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額
	四 号	連結欠損金の繰戻し還付の規定の適用（法81の31）を受けた場合	還付を受け るべき金額 の計算の基 礎となった 連結欠損金額 ×	その連結法人の連結欠損金個別帰属額（4） 各連結法人の連結欠損金個別帰属額（4）の合計額
	五 号	その連結法人を分割法人とする分社型分割以外の分割（連結親法人事業年度開始の日に行うもの及び合併類似適格分割型分割を除きます。）を行った場合	単体欠損金額とみなされて分割前事業年度において繰越控除された金額（法57、81の9二）	
	六 号	その連結法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資を行った場合	その連結法人の特定資本関係があるときの制限金額（法57、81の9四、法令155の20）	

（ 1 ）「被合併法人等」とは被合併法人又は分割法人をいいます。

（ 2 ）「適格合併等」とは適格合併又は合併類似適格分割型分割をいいます。

（ 3 ）この金額からは次の金額が除かれます。

適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人のその適格合併等の日の属する事業年度開始の日の5年前の日以後に特定資本関係が生じている場合のその被合併法人又は分割法人の欠損金額について、合併法人又は分割承継法人に引き継がれなかった連結欠損金個別帰属額（法57、81の9一イ、三イ、法令155の20）

被合併法人等の欠損金額とみなされて最終事業年度等で繰越控除された金額（法57、81の9一ロ、三口、法令155の20）

（ 4 ）ロにより連結欠損金額とみなされたものに係る部分の金額を除きます。

(7) 連結法人間取引の損益の調整

イ 連結法人が各連結事業年度において譲渡損益調整資産を同一連結グループ内の他の連結法人に譲渡した場合（適格合併に該当しない合併又は適格事後設立により合併法人又は被事後設立法人に譲渡損益調整資産を移転した場合を除きます。）には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、その連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入されます（法81の10）。

(注)1 譲渡損益調整資産とは、固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除きます。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産で次に掲げるものを除きます（法61の13、法令122の14、法規27の13の4）。

売買目的有価証券

譲渡を受けた連結法人において売買目的有価証券とされる有価証券（ に掲げるものを除きます。）

譲渡直前の帳簿価額（譲渡資産を法人税法施行規則第27条の15第1項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》に定める単位に区分した後のそれぞれの資産の帳簿価額をいいます。）が1,000万円に満たない資産（及び に掲げるものを除きます。）

- 譲渡利益額とは、その譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合のその超える部分の金額をいいます。
- 譲渡損失額とは、その譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合のその超える部分の金額をいいます。
- 2の譲渡利益額については、譲渡損益調整資産の譲渡につき法人税法第50条《交換により取得した資産の圧縮額の損金算入》、租税特別措置法第68条の70《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》等により連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額があるときは、その金額をその譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額から控除します。なお、その控除する金額に租税特別措置法第68条の77《資産の譲渡に係る特別控除額の特例》により損金の額に算入されない金額がある場合には、その金額を控除する金額から除きます（法令155の22）。

ロ 連結法人が他の連結法人に譲渡した譲渡損益調整資産（分割前事業年度において他の連結法人に譲渡したものを含みます。）につき、譲渡先である他の連結法人（以下八までにおいて「譲受法人」といいます。）が次に掲げる場合に該当するときには、イ又は 1(9)イにより損金の額又は益金の額に算入されたその譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額のうち八に掲げる金額は、連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます（法81の10、法令155の22）。

譲受法人において譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由が生じた場合（ の場合を除きます。）

譲受法人が 6 (1)(承認の取消し)により連結納税の承認の取消処分を受けた場合又は 6 (2) (承認のみなし取消し)の (連結子法人が解散した場合)又は (連結子法人が完全支配関係を有しなくなった場合)の事実が生じたことにより連結納税の承認を取り消された場合

譲受法人が適格分割型分割により譲渡損益調整資産を分割承継法人に移転した場合

- (注) 1 譲受法人を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人とする適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により、その譲受法人との間に連結完全支配関係がある合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその譲渡損益調整資産を移転した場合には、この口の適用はありません。なお、この場合には、その譲渡損益調整資産の移転を受けた連結法人が譲受法人とみなされることとなります(法令155の22)。
- 2 の「連結納税の承認を取り消された場合」には、連結子法人である譲受法人が連結親法人事業年度終了の日の翌日に合併による解散をしたことに基因して承認の取消しを受けた場合を含み、譲受法人が譲渡損益調整資産を譲渡した連結法人の分割前事業年度終了の日の翌日に合併による解散をしたことに基因して承認の取消しを受けた場合を除きます(法令155の22)。

八 口により連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、次の(イ)又は(ロ)となります(法令155の22)。

(イ) 口 の事由による場合

会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定に伴いこれらの法律の規定に従って行う評価換え又は法人税法施行令第24条《資産の評価益の計上ができる評価換え》に規定する資産の評価換えにより譲受法人において譲渡損益調整資産の帳簿価額を増額された場合で、その増額された部分の金額が益金の額に算入されたとき

$$\text{益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額} = \frac{\text{損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}}{\text{譲渡損益調整資産の帳簿価額を増額して益金の額に算入された金額}} \times \frac{\text{譲渡損益調整資産を取得した連結法人のその資産の取得価額}}{\text{譲渡損益調整資産を取得した連結法人のその資産の取得価額}}$$

(注) 上記算式のうち「損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額」に乗ずる割合(右の分数により求める割合)が1を超える場合には、その割合は1となります。

譲受法人において譲渡損益調整資産が減価償却資産に該当する場合で、その譲渡損益調整資産の償却費が損金の額に算入されたとき

$$\text{益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額} = \frac{\text{損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}}{\text{譲渡損益調整資産について損金の額に算入された償却費の額}} \times \frac{\text{譲渡損益調整資産を取得した連結法人のその資産の取得価額}}{\text{譲渡損益調整資産を取得した連結法人のその資産の取得価額}}$$

譲受法人において譲渡損益調整資産が繰延資産に該当する場合で、その譲渡損益調整資産の償却費が損金の額に算入されたとき

$$\text{益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額} = \frac{\text{損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}}{\text{譲渡損益調整資産について損金の額に算入された償却費の額}} \times \frac{\text{譲渡損益調整資産を取得した連結法人のその資産の額}}{\text{譲渡損益調整資産を取得した連結法人のその資産の額}}$$

法人税法第33条第2項《資産の評価損の計上ができる評価替え》の規定により、譲渡損益調整資産に係る評価損が損金の額に算入されたとき

$$\text{益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額} = \frac{\text{損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}}{\text{譲渡損益調整資産について損金の額に算入された評価損の額}} \times \frac{\text{譲渡損益調整資産を取得した連結法人のその資産の取得価額}}{\text{譲渡損益調整資産を取得した連結法人のその資産の取得価額}}$$

譲受法人において譲渡損益調整資産が法人税法第42条第1項《国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》のほか一定の規定の適用を受ける資産に該当する場合で、その譲渡損益調整資産につき、これらの規定の適用を受けて圧縮額等が損金の額に算入されたとき

$$\text{益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額} = \frac{\text{損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}}{\text{譲渡損益調整資産について損金の額に算入された圧縮額等の額}} \times \frac{\text{譲渡損益調整資産を取得した連結法人のその資産の取得価額}}{\text{譲渡損益調整資産を取得した連結法人のその資産の取得価額}}$$

(注) 上記の一定の規定とは、次に掲げる規定をいいます。

- ・ 法人税法第42条第5項
- ・ 法人税法第44条第1項又は第4項《特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》
- ・ 法人税法第45条第1項、第2項、第5項又は第6項《工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》
- ・ 法人税法第46条第1項《非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》
- ・ 法人税法第47条第1項、第2項、第5項又は第6項《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》
- ・ 法人税法第49条第1項又は第4項《特別勘定を設けた場合の保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》
- ・ 法人税法第50条第1項又は第5項《交換により取得した資産の圧縮額の損金算入》
- ・ 租税特別措置法第68条の65第1項《農用地等を取得した場合の課税の特例》
- ・ 租税特別措置法第68条の70第1項《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》（同法第68条の71第8項《収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》又は第68条の72第3項《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》において準用する場合を含みます。）又は同法第68条の70第7項（同法第68条の71第9項又は第68条の72第3項において準用する場合を含みます。）
- ・ 租税特別措置法第68条の78第1項《特定の資産の買換えの場合の課税の特例》（同法第68条の79第8項《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》において準用する場合を含みます。）又は同法第68条の78第9項（同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。）
- ・ 租税特別措置法第68条の81第1項又は第4項《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》
- ・ 租税特別措置法第68条の82第1項《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例》（同法第68条の83第9項《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》において準用する場合を含みます。）又は同法第68条の82第4項（同法第68条の83第10項において準用する場合を含みます。）
- ・ 租税特別措置法第68条の84第1項《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例》（同法第68条の85第9項《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》において準用する場合を含みます。）又は同法第68条の84第4項（同法第68条の85第10項において準用する場合を含みます。）
- ・ 租税特別措置法第68条の94第1項《鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例》
- ・ 租税特別措置法第68条の102第2項《転廃業助成金等に係る課税の特例》（同条第10項において準用する場合を含みます。）又は同条第3項（同条第11項において準用する場合を含みます。）
- ・ 震災特例法第26条の5第1項《連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例》（同法第26条の6第8項《連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》において準用する場合を含みます。）又は同法第26条の5第7項（同法第26条の6第9項において準用する場合を含みます。）

譲渡損益調整資産が有価証券（売買目的有価証券又は譲受法人において売買目的有価証券とされる有価証券に該当するものを除きます。）である場合において、譲受法人がその譲渡損益調整資産である有価証券と銘柄を同じくする有価証券を譲渡したとき（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により譲受法人との間に連結完全支配関係がある分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその譲渡損益調整資産を移転した場合を除きます。）

譲受法人が、まず、譲渡損益調整資産である有価証券から譲渡したものとみなした場合におけるその譲渡したものとみなした有価証券について損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額（既に各連結事業年度の連結所得の金額又は分割前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入された金額がある場合には、その算入された金額を控除した金額となります。）

譲渡損益調整資産が譲受法人において償還有価証券に該当する場合で、その償還有価証券について法人税法施行令第139条の2第1項《償還有価証券の調整差益又は調整差損の益金又は損金算入》に規定する調整差益又は調整差損が益金の額又は損金の額に算入されたとき

$$\begin{array}{l} \text{益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額} \\ \text{損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額（注）} \end{array} = \begin{array}{l} \text{その償還有価証券を譲渡した連結法人の連結事業年度の日数} \\ \times \\ \text{その償還有価証券を譲渡した連結法人の連結事業年度開始の日からその償還有価証券の償還日までの期間の日数} \end{array}$$

(注) 損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額について、既に各連結事業年度の連結所得の金額又は分割前事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額がある場合には、その算入された金額を控除した金額となります。

から 以外の事由が生じたとき（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により譲受法人との間に連結完全支配関係がある分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその譲渡損益調整資産を移転した場合を除きます。）

損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額（既に各連結事業年度の連結所得又は分割前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入された金額がある場合には、その算入された金額を控除した金額となります。）

(II) 口の 又は による場合

損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額（既に各連結事業年度の連結所得の金額又は分割前事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額を除きます。）

二 口により連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、その対象となる譲渡損益調整資産が減価償却資産（譲受法人において減価償却資産に該当するものに限ります。）又は繰延資産（法人税法施行令第14条第1項第9号《繰延資産の範囲》に掲げるものに限ります。）である場合には、八(イ)の から にかかわらず、次の金額とすることができます（法令155の22 ）。

譲渡損益調整資産を譲渡した日を含む連結事業年度

減価償却資産である場合

$$\frac{\text{益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}}{\text{損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}} \times \frac{\text{譲渡損益調整資産を譲渡した日からその日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数(注1)}}{\text{譲受法人がその譲渡損益調整資産について適用する耐用年数に12を乗じた数}}$$

繰延資産である場合

$$\frac{\text{益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}}{\text{損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}} \times \frac{\text{譲渡損益調整資産を譲渡した日からその日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数}}{\text{その繰延資産となった費用の支出の効果の及ぶ期間の月数(費用の支出の日から譲渡の日の前日までの期間を除きます。)}}$$

(注)1 譲受法人がその譲渡損益調整資産を事業の用に供していない期間がある場合には、その期間を除いた月数となります。

2 この二は、連結確定申告書に益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り適用されます（法令155の22 ）。

3 上記の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします（法令155の22 ）。

の連結事業年度後の連結事業年度等

譲渡損益調整資産を譲渡した日を含む連結事業年度又は分割前事業年度において 又は 1 (9)二 の適用を受けた場合には、その後の連結事業年度においては、次の金額が連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入されることとなります（法令155の22 ）。

減価償却資産である場合

$$\frac{\text{益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額(注1)}}{\text{損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}} \times \frac{\text{その連結法人の連結事業年度の月数(注2)}}{\text{譲受法人がその譲渡損益調整資産について適用する耐用年数に12を乗じた数}}$$

繰延資産である場合

$$\frac{\text{益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額(注1)}}{\text{損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}} \times \frac{\text{その連結法人の連結事業年度の月数}}{\text{その繰延資産となった費用の支出の効果の及ぶ期間の月数(費用の支出の日から譲渡の日の前日までの期間を除きます。)}}$$

(注)1 及び の算式により計算した金額が、損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額からその連結事業年度前において既に益金の額又は損金の額に算入された金額を控除した金額を超える場合には、その控除した金額が「益金の額又損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額」となります。

2 譲受法人がその譲渡損益調整資産を事業の用に供していない期間がある場合には、その期間を除いた月数となります。

ホ 連結法人が、譲渡損益調整資産を譲渡してイ又は 1(9)イの適用を受けている法人との間にその法人を被合併法人又は分割法人とする適格合併又は合併類似適格分割型分割を行った場合には、その法人が行った譲渡損益調整資産の譲渡は、連結法人が行ったものとみなしてロを適用することになります(法81の10)。

(注) この場合において、被合併法人又は分割法人となる法人は、その連結法人との間で連結完全支配関係がある連結子法人に限られます。

ヘ 連結法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額につきイ又は 1(9)イの適用を受け、かつ、その金額のうちロ又は 1(9)ロにより益金の額又は損金の額に算入されていない金額がある場合において、その連結法人に次に掲げる事実が生じたときは、その益金の額又は損金の額に算入されていない金額はそれぞれ次に掲げる連結事業年度の益金の額又は損金の額に算入されます(法81の10、法令155の22)。

6(2)(承認のみなし取消し)により連結納税に係る承認が取り消された場合

その承認が取り消された場合の最終の連結事業年度(6(2)のイ又はロにより承認を取り消された場合には、 2(4)のイ又はロに掲げる場合を除き、 6(2)イにより承認を取り消された場合には連結親法人事業年度開始の日の連結子法人の合併(他の連結法人を合併法人とする適格合併を除きます。)による解散又は連結親法人事業年度終了の日の連結子法人の解散(合併による解散を除きます。)に基因してその連結子法人の承認が取り消された場合に限りします。)

7(連結納税の適用の取りやめ)により連結納税の適用の取りやめの承認を受けた場合
その承認を受けた日の属する連結事業年度

(8) 連結法人株式の譲渡等に伴う連結法人株式の帳簿価額の修正等

イ 連結法人が有する他の連結法人(その連結法人との間に連結完全支配関係がある法人に限るものとし、連結親法人を除きます。以下(8)において同じです。)の株式(出資を含みます。以下(8)において同じです。)について次に掲げる事由が生ずる場合には、ロの帳簿価額修正額は、連結利益積立金額及び連結個別利益積立金額の計算において加算項目となることとされています(1のチ、法令9の2)。

他の連結法人の株主である連結法人のいずれかが他の連結法人の株式について譲渡(その連結法人のいずれかに法人税法第24条第1項《配当等の額とみなす金額》の規定の適用がある場合を除きます。)によりその全部又は一部を有しなくなる。

他の連結法人の株主等である連結法人のいずれかが当該他の連結法人の株式につき次に掲げる評価換えをすること。

(イ) 法人税法第25条第1項《資産の評価益の益金不算入》に規定する法律の規定に従って行う評価換え

(ロ) 法人税法施行令第24条《資産の評価益の計上ができる評価換え》に規定する評価換え

(ハ) 法人税法第33条第2項《資産の評価損の損金不算入等》の適用を受ける評価換え

他の連結法人の株主等である連結法人のいずれかと当該他の連結法人との間に連結完全支配関係がなくなること(ロの事由による場合を除きます。)

連結法人が他の連結法人(以下において「発行法人」といいます。)の株式を保有している場合において、その連結法人又はその連結法人の株式を直接又は間接に保有している連結法人(その発行法人との間に連結完全支配関係があるものに限りします。)をロからハの他の連結法人とし、かつ、その発行法人の株式又はこれらの連結法人の株式を当該他の連結法人の株式としたときにこれらの連結法人につきロからハに掲げる事由が生じたこと。

ロ 連結利益積立金額及び連結個別利益積立金額の計算において加算項目となる帳簿価額修正額は、次の(イ)の金額に(ロ)の割合を乗じて計算した金額となります(法令9の2)。

(イ) イのロからハの事由が生じた時の直前に終了する当該他の連結法人の連結事業年度以前の各連結事業年度の連結利益積立金額の加算項目(1参照)の金額の合計額から減算項目(1参照)の金額の合計額を減算した金額又は当該他の連結法人の分割前事業年度の利益積立金額の加算項目(1 [参考]参照)の金額のうちイからハの金額の合計額から減算項目(1 [参考]参照)の金額の合計額を減算した金額の合計額(当該他の連結法人が留保していない金額がある場合にはその留保していない金額を減算した金額とし、既にイの規定の適用を受けた金額を除きます。)

(ロ) 当該他の連結法人のイのロからハの事由が生じた時の直前の発行済株式又は出資の総数のうちその連結法人がその直前に有する当該他の連結法人の株式の数の占める割合

(注) イのロからハまでの連結法人(この注において「譲渡法人等」といいます。)にそれぞれロからハまでに掲げる事由が生じたことに基因してイの連結法人(その譲渡法人等がその事由が生じた時の直前にその株

式を有するものに限られます。)に 掲げる事由が生じた場合には、まず、その連結法人についてイの計算を行い、次にその譲渡法人等についてイの計算を行うこととされています(法令9の2)。

八 連結法人株式の譲渡等に伴う連結法人株式の帳簿価額の修正

[移動平均法による場合]

連結法人が有する他の連結法人の株式についてイの から の事由が生じた場合には、その株式の単一位当たりの帳簿価額は、その事由が生じる直前の帳簿価額に口の帳簿価額修正額を加算した金額をその株式の数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもってその単一位当たりの帳簿価額とすることとなります(法令119の3)。

[総平均法による場合]

連結法人が有する他の連結法人の株式についてイの から の事由が生じた場合には、その事由が生じた時の属する事業年度開始の日からその事由が生じた直前の時までの期間(以下八において「評価換前期間」といいます。)及びその事由が生じた時からその連結事業年度終了の時までの期間(以下口において「評価換後期間」といいます。)をそれぞれ一事業年度とみなして総平均法により一単位当たりの帳簿価額を算出することとなります。

この場合において、評価換後期間の開始の時において有するその有価証券の帳簿価額は、評価換前期間を一事業年度とみなして総平均法により算出したその有価証券のその単一位当たりの帳簿価額にその評価換前期間の終了の時において有するその有価証券の数を乗じて計算した金額をその有価証券のその事由が生じた直前の帳簿価額とみなして[移動平均法による場合]により算出したその単一位当たりの帳簿価額に、その事由の生じた直後にその連結法人の有するその有価証券の数を乗じて計算した金額となります(法令119の4)。

5 連結所得の計算における租税特別措置法の規定

連結所得の計算における租税特別措置法の適用については、原則として、単体所得を計算するための規定(以下5において「単体規定」といいます。)とは別に新たに規定された連結所得を計算するための規定(以下5において「連結規定」といいます。)を適用することとなります。したがって、次の(1)に掲げる共通規定を除き、連結所得の計算を行う場合に単体規定を適用することはありません。

(1) 共通規定

租税特別措置法第3章《法人税法の特例》のうち次に掲げる規定は、単体所得の計算を行う場合及び連結所得の計算を行う場合に共通して適用のあるものです。

農林中央金庫等の合併に係る課税の特例(措法68の3)

株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割の特例(措法68の3の2)

(2) 連結規定

連結規定は、単体規定をベースとし、これに複数の法人が一の申告・納税を行うという連結納税の性格、それぞれの制度の計算構造及び趣旨を踏まえた調整を行って定められています。

なお、連結規定と単体規定の対応関係を表すと次表のとおりとなります。

連結納税における制度の名称(単体納税)	連結規定	単体規定	備考
・ エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	措法68の10	措法42の5	
・ 事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却	措法68の11	措法42の7	
・ 事業化設備等を取得した場合の特別償却	措法68の12	措法42の8	
・ 沖縄の特定中小連結法人(特定中小企業者)が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	措法68の14	措法42の10	
・ 中小連結法人(中小企業者等)が機械等を取得した場合の特別償却	措法68の15	措法42の11	
・ 特定設備等の特別償却	措法68の16	措法43	
・ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	措法68の17	措法43の2	
・ 特定中核的民間施設等の特別償却	措法68の18	措法43の3	
・ 地震防災対策用資産の特別償却	措法68の19	措法44	
・ 特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却	措法68の20	措法44の2	
・ 事業革新設備等の特別償却	措法68の21	措法44の4	
・ 特定余暇利用施設の特別償却	措法68の22	措法44の5	

連結納税における制度の名称（単体納税）	連結規定	単体規定	備考
・ 特定電気通信設備等の特別償却	措法68の23	措法44の6	
・ 商業施設等の特別償却	措法68の24	措法44の7	
・ 再商品化設備等の特別償却	措法68の25	措法44の9	
・ 特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却	措法68の26	措法44の10	
・ 特定地域における工業用機械等の特別償却	措法68の27	措法45	
・ 中小連結法人（中小企業者等）の機械の特別償却	措法68の28	措法45の2	
・ 医療用機器等の特別償却	措法68の29	措法45の3	
・ 経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却	措法68の30	措法46	
・ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	措法68の31	措法46の2	
・ 農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却	措法68の32	措法46の3	
・ 漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却	措法68の33	措法46の4	
・ 優良賃貸住宅等の割増償却	措法68の34	措法47	
・ 特定再開発建築物等の割増償却	措法68の35	措法47の2	
・ 倉庫用建物等の割増償却	措法68の36	措法48	
・ 鉱業用坑道等の特別償却	措法68の37	措法49	
・ 植林費の損金算入の特例	措法68の38	措法50	
・ 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却	措法68の39	措法52	
・ 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	措法68の40	措法52の2	
・ 準備金方式による特別償却	措法68の41	措法52の3	
・ 特別償却等に関する複数の規定の不適用	措法68の42	措法53	
・ 海外投資等損失準備金	措法68の43	措法55	
・ 金属鉱業等鉱害防止準備金	措法68の44	措法55の5	
・ 特定災害防止準備金	措法68の45	措法55の6	
・ 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金	措法68の46	措法55の7	
・ 特定都市鉄道整備準備金	措法68の47	措法56	
・ 新幹線鉄道大規模改修準備金	措法68の48	措法56の2	
・ ガス熱量変更準備金	措法68の49	措法56の3	
・ 電子計算機買戻損失準備金	措法68の50	措法56の4	
・ プログラム等準備金	措法68の51	措法57	
・ 日本国際博覧会出展準備金	措法68の52	措法57の2	
・ 使用済核燃料再処理準備金	措法68の53	措法57の3	
・ 原子力発電施設解体準備金	措法68の54	措法57の4	
・ 保険会社等の異常危険準備金	措法68の55	措法57の5	
・ 原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	措法68の56	措法57の6	
・ 関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金	措法68の57	措法57の7	
・ 特別修繕準備金	措法68の58	措法57の8	
・ 中小連結法人等（中小企業等）の貸倒引当金の特例	措法68の59	措法57の9	
・ 技術等海外取引に係る連結所得（所得）の特別控除	措法68の60	措法58	
・ 探鉱準備金又は海外探鉱準備金	措法68の61	措法58の2	
・ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	措法68の62	措法58の3	
・ 沖縄の認定法人の連結所得（所得）の特別控除	措法68の63	措法59	
・ 農用地利用集積準備金	措法68の64	措法61の2	
・ 農用地等を取得した場合の課税の特例	措法68の65	措法61の3	
・ 交際費等の損金不算入	措法68の66	措法61の4	(注) 1
・ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	措法68の70	措法64	
・ 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例	措法68の71	措法64の2	
・ 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	措法68の72	措法65	
・ 収用換地等の場合の連結所得（所得）の特別控除	措法68の73	措法65の2	
・ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得（所得）の特別控除	措法68の74	措法65の3	(注) 2

連結納税における制度の名称（単体納税）	連結規定	単体規定	備考
・ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得（所得）の特別控除	措法68の75	措法65の4	（注） 2
・ 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得（所得）の特別控除	措法68の76	措法65の5	
・ 資産の譲渡に係る特別控除額の特例	措法68の77	措法65の6	
・ 特定の資産の買換えの場合の課税の特例	措法68の78	措法65の7	
・ 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例	措法68の79	措法65の8	
・ 特定の資産を交換した場合の課税の特例	措法68の80	措法65の9	
・ 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	措法68の81	措法65の10	
・ 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例	措法68の82	措法65の11	
・ 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例	措法68の83	措法65の12	
・ 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例	措法68の84	措法65の13	
・ 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例	措法68の85	措法65の14	
・ 共同で現物出資をした場合の課税の特例	措法68の86	措法66	
・ 連結法人の国外関連者との取引（国外関連者との取引）に係る課税の特例	措法68の88	措法66の4	
・ 連結法人の国外支配株主等（国外支配株主等）に係る負債の利子の課税の特例	措法68の89	措法66の5	
・ 連結法人（内国法人）に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入	措法68の90 措法68の91 措法68の92 措法68の93	措法66の6 措法66の7 措法66の8 措法66の9	
・ 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例	措法68の94	措法66の10	
・ 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	措法68の95	措法66の11	
・ 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例	措法68の96	措法66の11の2	
・ 連結欠損金額の範囲の特例	措法68の97	-	
・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例	措法68の99	措法67	
・ 農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得（所得）の課税の特例	措法68の101	措法67の3	
・ 転廃業助成金等に係る課税の特例	措法68の102	措法67の4	
・ 特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	措法68の103	措法67の6	
・ 株式交換又は株式移転に係る課税の特例	措法68の104 措法68の105	措法67の9 措法67の10	
・ 特定目的会社から支払を受ける利益の配当等（特定目的会社）に係る課税の特例	措法68の106	措法67の14	
・ 投資法人から支払を受ける配当等（投資法人）に係る課税の特例	措法68の107	措法67の15	
・ 連結法人の受ける特定目的信託の利益の分配（特定目的信託）に係る課税の特例	措法68の110	措法68の3の3	
・ 連結法人の受ける特定投資信託の収益の分配（特定投資信託）に係る課税の特例	措法68の111	措法68の3の4	

（注）1 交際費等の損金不算入額の計算は、連結親法人及び連結子法人の支出する交際費等の額を合計した金額により、連結親法人と連結子法人を一のグループとして行うこととなります。
また、交際費等の損金不算入額の計算の基礎となる資本又は出資の金額は、連結親法人の資本又は出資の金額によることとなります（措法68の66）。

- 2 これらの規定により連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額は、連結親法人及び連結子法人が個々にこれらの規定により計算を行います（措法68の73 ほか）。ただし、この連結親法人と連結子法人を一のグループとしてこれらの規定ごとに計算した損金算入額を合計した金額が5,000万円を超える場合には、その5,000万円を超える部分の金額は、連結所得の金額の計算上損金の額に算入されません（措法68の77 ）
- 3 単体規定についても、連結法人が分割前事業年度において適用する場合、連結納税に係る承認の取消しを受けた法人がその後の事業年度において適用する場合等に対応するため、規定の整備が行われています。

6 連結所得の計算における震災特例法の規定

連結所得の計算における阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の適用については、単体所得を計算するための規定（以下6において「単体規定」といいます。）とは別に新たに規定された連結所得を計算するための規定（以下6において「連結規定」といいます。）を適用することとなります。

なお、連結規定は、単体規定をベースとし、これに複数の法人が一の申告・納税を行うという連結納税の性格、それぞれの制度の計算構造及び趣旨を踏まえた調整を行って定められています。

連結規定と単体規定との対応関係を表すと次表のとおりとなります。

連結納税における制度の名称（単体納税）	連結規定	単体規定
・ 連結法人の被災者向け優良賃貸住宅（被災者向け優良賃貸住宅）の割増償却	震災特例法26の2	震災特例法17
・ 連結法人の被災代替資産等（被災代替資産等）の特別償却	震災特例法26の3	震災特例法18
・ 連結法人の被災市街地復興土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合（被災市街地復興土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合）の連結所得（所得）の特別控除の特例等	震災特例法26の4	震災特例法19
・ 連結法人の特定の資産の買換え（特定の資産の買換え）の場合の課税の特例	震災特例法26の5	震災特例法20
・ 連結法人の特定の資産の譲渡（特定の資産の譲渡）に伴い特別勘定を設けた場合の特例	震災特例法26の6	震災特例法21
・ 連結法人の特定の資産を交換した場合（特定の資産を交換した場合）の課税の特例	震災特例法26の7	震災特例法22

(注)1 上記の連結規定においては、連結親法人又はその連結子法人が個々にそれぞれの規定に基づき損金算入限度額（又は益金算入額）を計算し、その合計額を連結所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入することとなります。

- 2 単体規定についても、連結法人が分割前事業年度において適用する場合、連結納税に係る承認の取消しを受けた法人がその後の事業年度において適用する場合等に対応するため、規定の整備が行われています。